

佐渡市 農業委員会 だより



No.38

令和6年3月

編集・発行
佐渡市農業委員会
0259-63-5115

— 発行人 —
会長 金田 勝廣

意見書を市長に提出しました

佐渡市農業委員会（金田勝廣会長）は、令和5年12月27日に農業委員会等に関する法律第38条に基づき、「農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」を渡辺市長に提出しました。

この意見書は、令和5年12月14日に開催した農業者と農業委員会との意見交換会や農業委員・農地利用最適化推進委員等の意見を取りまとめ、農業委員総会で決定したものです。

渡辺市長からは、「地域ぐるみで農業農村を支える体制の確立や、稼げる農業の実現に向けた取組については、地域の声を聴きながら関係機関と連携してしっかりと進めていきたい。」「そのためにも、10年20年先を見据え、自然環境に配慮した佐渡だからこそできる持続可能な農業を皆さまと一緒に作り上げていきたい。」「とのコメントがありました。

意見書の詳しい内容等は、農業委員会HPをご覧ください。



農地等利用最適化推進施策等に関する意見書の主な内容

1 農業振興等に関する施策の展開方向

- (1) 佐渡農業の振興に向けた施策の推進
- (2) 佐渡農業の魅力発信
- (3) 市職員による農業研修の実施

2 農地の有効利用施策の推進

- (1) 地域計画の策定と目標達成のための活動の推進
- (2) 基盤整備の推進
- (3) スマート農業の推進
- (4) 遊休農地の有効利用のための支援

3 新規参入者の確保・育成・定着と地域農業を担う経営体の育成・支援

- (1) 農産物の適正な価格形成
- (2) 高温少雨による農業被害を踏まえた農業経営の継続支援
- (3) 地域おこし協力隊の制度等を活用した新規参入の促進
- (4) 半農半Xなど新たな就農者の確保の推進
- (5) 女性の活躍を後押しする地域農業の環境づくり
- (6) 農業者年金の加入・全国農業新聞の普及推進

4 農業委員会活動への協力・支援

- (1) 市長部局と農業委員会との連携・協力について
- (2) 農業委員会事務局の体制強化について

『地域計画』を策定します

地域の農業をどう守っていくか、地域みんなで話し合しましょう

地域計画は、10年後を見据えた地域農業をどうしていくか、大切な農地をどう守り次の世代につなげていくのかなど、地域が目指す農業と農地利用の姿をみんなで話し合っ明確にする計画です。

市では令和7年3月までに「地域計画」を策定します。

若い方の幅広い意見も取り入れながらみんなで一緒になって話し合しましょう。

地域計画のイメージ

掲載する内容

①地域農業の将来に向けた取組と目標

- ・ 地域農業の現状と課題
- ・ 多様な担い手の確保・育成
- ・ 担い手への農地集積と集約
- ・ 基盤整備事業への取組み
- ・ スマート農業の活用
- ・ 生産品目と栽培方法（有機栽培）、団地化など

②農業を担う者

（目標地図に位置付ける人）

③目標地図 など

地区全体の協議の場を設ける予定です。改めてお知らせします。

地域計画策定の流れ

①農業経営意向調査

調査の取りまとめ（R6年2月）

取りまとめ数 4,779 件（R6年2月現在）

ご協力ありがとうございました

②話し合い（協議の場）

地区全体や集落ごとに地域の課題などを話し合います。

（R6年10月頃まで）

※ 協議日程は、別途お知らせします。

③「地域計画」の策定・公告（R7年3月まで）

④「地域計画」の実行（随時更新）

随時話し合いを行うなど、地域計画の見直しを行います。

農地バンクを活用しましょう

地域計画策定後（令和7年4月以降）の権利移動の手法は、農地バンク（農地中間管理機構）と農地法第3条の2つに集約されます。

（地域計画策定後は、農業経営基盤強化促進法による権利移動（相対契約）はできなくなります。）

農地バンクを活用した場合、賃借料は農地バンクから確実に指定口座に振り込まれます。

（お米などの現物支払はできません。）

賃貸借契約の場合には、所有者・耕作者ともに毎年賃料の0.5%が手数料（消費税別）として徴収されます。

※ 農地バンクは、地域計画に農業を担う者として位置づけられた経営体に対して、権利設定を行います。

◆ 農地バンク事業（農地中間管理事業）とは？

都道府県知事が指定する農地バンク（農地中間管理機構）が、地域計画（目標地図）に位置付けた受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けする事業です。



お問い合わせ

佐渡市農林水産部農業政策課 農業企画係 電話 63-5117

農地を適正に管理しましょう

農業委員会では、定期的に農地パトロール等を実施しています。

農地パトロールの結果、新たな遊休農地や長年にわたり保全管理が適切に実施されておらず、原野化して、農地に復元することが困難な農地も確認されました。

農地が適正に管理されないと雑草の繁殖、害虫の発生が懸念され、周辺で耕作している農業者や近隣住民に迷惑がかかるなど、地域全体の問題となります。耕作できない農地は定期的に草刈りするなど、適正な管理に努めましょう。

巡回農事相談会を開催しました

農業委員会では、令和4年度から農事相談会を開催しています。

令和5年度は、農協まつりでの農事相談と、申込方式により市内5地区で「巡回農事相談会」を開催しました。

主な相談内容は、小作について、生産調整ついてなどの相談がありました。

農業のことで何かあれば、お気軽に農業委員、農地最適化推進委員までご連絡ください。

令和5年農地パトロール等の結果

約 51ha
の遊休農地を確認しました。



農協まつりでの農事相談

相続登記の申請が義務化されます！

令和6年4月から、相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に登記申請をすることが法律で義務付けられました。

正当な理由がなく申請しない場合には10万円以下の過料が課せられる可能性があります。

詳しくは、法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」をご覧ください。



https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki_top.html

法務省のマスコットキャラクター
「トウキツネ」

**無断転用は法律違反です！**

農地の転用には許可が必要です。

「自分の農地だから、自由に転用してもよいのでは？」と思っていないですか？

農地は個人の財産ですが、農地に住宅を建てたり、資材置場や駐車場など農地以外のものに転用する場合は、あらかじめ農業委員会の許可を受けなければなりません。

許可なく農地転用すると・・・

許可を受けず転用したり、許可を受けても申請内容と異なる転用した場合には、農地法違反となり、工事中止や元の農地の状態に戻すよう命じられることがあります。悪質な場合は、罰せられることもあります。

農業委員会への各種申請は

毎月10日が締切日です。

(10日が閉庁日の場合は、前日の閉庁日。)

総会は、毎月末です。

ただし、3月は28日(木)に開催します。詳しくは、佐渡市農業委員会HPで確認してください。

地域で頑張る農業者を紹介

川茂ファーム



農業委員
池克博（赤泊）

私が住む赤泊地区下川茂集落では5年前から地元水稲生産者の申込みによりカメムシ防除をドローンで行っています。

下川茂集落協定で購入し、「川茂ファーム」と言う名称の任意団体を設立し運用をしています。私もそのメンバーであり昨年は約40台防除しました。

当集落の田んぼは最近圃場整備した所でも20a区画、山間部に点在する異形田も多く、ドローンを導入しても作業時間は地上防除とあまり変わらないのが実態です。しかし、体力的にはずいぶん楽になりました。現在使用しているドローンから、粒剤散布や自動飛行ができる機種に更新することとし、



それに伴いオペレーターも地元農家の29歳39歳40歳の若手3人に依頼し、昨秋に免許を取得してもらったところでした。

スマート農業を取り入れるには多額な経費が掛かり、導入には難しい面もありますが、少しでも農業は辛いだけとのイメージを払拭し、担い手が増えるの良いなと思っています。

知って得する！ 農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！



- 農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！
- 一定の要件を満たす方には、月額最大1万円の保険料補助
- 加入で大きな節税効果！
- 保険料は全額社会保険料控除の対象

※農業者年金の加入には、「国民年金第1号被保険者であること」「年間60日以上農業に従事していること」「60歳未満であること」の3つの要件を満たしている必要があります。 ※詳しくは、農業委員会、又は最寄りのJAへお尋ねください。

「おいしい佐渡米コンテスト」



農業委員
古屋野勝（赤泊）

「おいしい佐渡米コンテスト」に初めて出品し、最優秀賞をいただきました。自分で考えて作るようになってから14年、これまでの取組が認められたようで大変嬉しく思っています。

今は、次の2つをモットーに米作りをしています。

「田んぼから持ち出すのは白米だけ」「生き物に優しい農業は人にも優しい」稲藁はもちろん、籾殻と米糠はボカシ肥料にして田んぼに戻しています。

カメムシの防除を止めて2年になりました。害虫だけを選択的に防除する農業はありません。散布すれば他の生き物にも人にも薬がかかりません。

これからも「おいしい」と言ってもらえる米を作り続けていきたいです。



全国農業
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS
新聞

全国農業新聞とは…
地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する、週刊の農業総合専門誌です。農家の思いを伝え農業・農村の「未来を共に考えます。」
【週刊】毎週金曜日発行
月700円
(お試し期間もあります。)
■購読の申込は、佐渡市農業委員会へお気軽に連絡ください。

編集後記

新年早々大きな地震が発生し、正月気分も吹っ飛んでしまいました。建物等の被災を受けた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今年の農業委員会は、従来の業務に加え地域計画の策定に向け佐渡市を始め関係機関と連携して取組を行います。今後も農業者のために役立つ農業委員会であるよう努めてまいります。(佐々木)

- 広報・研修委員長 民部 猛 (羽茂)
副委員長 佐々木 雅文 (真野)
委員 渡邊 秀一 (両津)
委員 西村 幸子 (相川)
委員 中川 義弘 (畑野)